

令和6年度第1回 さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年4月25日（木）午後2時00分から午後3時40分まで
- 2 会 場 さいたま市役所別館 第5委員会室
- 3 出 席 者 委員4名（涌井雅之（委員長）、町田誠、関根ゆり、佐藤都市局長）
佐野委員欠席
オブザーバー3名（黒田典子、古市都市計画部長、麻生みどり公園推進部長）
※敬称略
事務局（都市公園課）6名（課長、担当5名（うち1名司会））
(都市総務課) 5名（課長、担当4名）
- 4 議 題 （仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園等の都市公園法第5条の4に基づく設置等予定者選定について
- 5 公 開 等 非公開（さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例第7条第3項の規定による）
- 6 傍 聴 者 －
- 7 審議内容 （仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園等の都市公園法第5条の4に基づく設置等予定者選定
- 8 問合せ先 さいたま市都市局みどり公園推進部都市公園課
TEL 048-829-1420
FAX 048-829-1979

9 議事要旨

●会議録へ署名する委員の指名

第2回の会議録の署名は、涌井委員長が町田委員と佐藤委員を指名した。

●議題 （仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園等の都市公園法第5条の4に基づく設置等予定者選定について

<説明>

公募設置等計画提出者1者（以下、A社という。）より、（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園等の都市公園法第5条の4に基づく公募設置等計画について説明。

<質疑等>

- Q 公募対象公園施設が安定的に営業を継続できるのか。特にカフェの資金計画と継続性について説明をお願いします。
- A 当初は飲食のテナントを当たり賑わいの創出、収益化につながる施設を検討していた。しかし、現状もテナントを探している状況である。また、資金計画を検討する際に、公募対象公園施設のカフェは、収支構造の中で一番リスクがある。グループ内企業による対面販売のような形で検討を行った。

- Q 河川の親水施設のエリアは夜間の安全対策はどのように考えているのか。
- A 安全面でこの川沿いというのは一番のリスクがある箇所であると認識しており、対策としては、施錠や閉門等の施しを検討している。
- Q 埼玉県の河川空間の利活用を促進する Next 川の再生「水辺 de ベンチャーチャレンジ」を利用し、整備を行う河川の親水施設の設計密度を上げた方がいいのではないか。また、そこで起こりうるリスクを様々な形で想定しながら、設計に反映していくことが重要なのではないか。
- A 今回の提案では詳細までは示していないが、河川に降りたい、対岸を繋ぎたいという内容を示した。今後、埼玉県河川環境課や関係機関、地元とともに協議を行いながら、設計に反映していく。
- Q 協力法人である浦和レッズやレッズランドと公募対象公園施設のリンクはあるのか。
- A 公募対象公園施設において夜間営業も想定しているが、浦和レッズのみならず日本代表戦も含め、サッカーにリンクさせていく。
- Q インクルーシブ遊具や水で遊ぶ親水施設とトイレが離れているが、この配置にした意図は何か。
- A マンション側からの利用者が多いことに加え、既存公園も遊具が北側に集中して配置されている状況を踏まえ、遊具等を北側に配置した。カフェとトイレについては、できるだけ南側にも新しい需要が生まれるように配置した。
- Q みんなのトイレが男女トイレの中にひとつずつあるが、利用者と付き添いの性別が違う場合の利用方法とは。
- A みんなのトイレが男女共用で一つだと男性が使用した後に女性が使用する。女性が使用した後に男性が使用するっていう状況が発生するため、避けた方がいいということで、それぞれに設けた。提案は、みんなのトイレの入り口がトイレの中にあるが、入り口を外に 2 つ設けて男性と女性のトイレの入り口があるというパターンの例も実際ある。今後の協議で変更も含め検討したい。

＜結果＞

A 社から提出された公募設置等計画の審査を行い、220 点満点中 141.31 点（うち、価格評価点 30 点）となった。また財務状況についても中長期の業務を継続して実行するのに特に支障のない経営状況であると認められたことから、都市公園法第 5 条の 4 に基づく設置等予定者は A 社とすることが了承された。

以上